

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	債権（奨学資金貸付金）回収に係る督促等業務の委託について
--------	------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：教育委員会事務局教育調整課）

事業の概要

事業名	債権（奨学資金貸付金）回収に係る督促等業務の委託について
担当課	教育調整課
目的	債権（奨学資金貸付金）回収困難案件の解消実現のため
対象者	債権（奨学資金貸付金）滞納者及び連帯保証人
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、高等学校等に入学・進学予定で、経済的な理由で修学が困難な方等（以下、「奨学生」という）に対して、奨学資金貸付金の貸付を行っている。奨学資金貸付金については、貸付を終了した1年後から10年以内に返還してもらうこととなっているが、奨学生の転居等による追跡（臨戸）が難しいもの、連帯保証人の高齢化（連帯保証人が死亡した場合、相続人を調査する必要がある）等、様々な問題があり、他業務と並行して業務にあたる区職員だけでは、十分な債権（奨学資金貸付金）回収対応が進まない状況にある。</p> <p>また、滞納繰越債権となってしまった債権（奨学資金貸付金）の年間の平均回収率は8%程度にとどまり、このままでは不納欠損処理（区の損失）の対象案件の増加も懸念される。</p> <p>区として債権（奨学資金貸付金）回収に対する確固たる姿勢を滞納者に示し、債権（奨学資金貸付金）回収率の改善を図るため、専門的知識・ノウハウを有する弁護士（弁護士事務所）に以下の業務を委託することとする。</p> <p>2 委託の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）督促業務 （2）示談折衝業務 （3）合意書の作成及び郵送業務 （4）交渉記録報告書作成業務 <p>3 対象者数 3～4人（予定）</p> <p>※個人情報の流れは、資料43-1のとおり</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、
重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)…報告事項

件名 債権（奨学資金貸付金）回収に係る督促等業務の委託について

保有課(担当課)	教育調整課
登録業務の名称	債権（奨学資金貸付金）回収業務における弁護士事務委託
委託先	未定（弁護士（弁護士事務所））
委託に伴い事業者処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	≪債権（奨学資金貸付金）滞納者及び連帯保証人に係る情報項目≫ 氏名、住所（戸籍）、生年月日、性別、連絡先、経過・交渉記録、 債権金額
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体（CD-R等及び委託先のパソコン）
委託理由	債権（奨学資金貸付金）回収業務においては、奨学生の転居等による追跡（臨戸）が難しいもの、連帯保証人の高齢化（連帯保証人が死亡した場合、相続人を調査する必要がある）等、様々な問題があり、他業務と並行して業務にあたる区職員だけでは、十分な債権（奨学資金貸付金）回収対応が進まない状況にある。 区として債権（奨学資金貸付金）回収に対する確固たる姿勢を滞納者に示し、債権（奨学資金貸付金）回収率の改善を図るため、専門的知識・ノウハウを有する弁護士に以下の業務を委託する。
委託の内容	1 督促業務 2 示談折衝業務 3 合意書の作成及び郵送業務 4 交渉記録報告書作成業務
委託の開始時期及び期限	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（次年度以降も、同様の業務委託を行う。）
委託にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 個人情報データの受け渡しにあたっては、確認書により記録をとる。 郵送の場合は書留郵便により行い、手渡しの場合は鍵付きケースにより行う。 メールの場合は、個人情報を含むファイルにパスワードを付す。 また、より込み入った個別対応相談が必要になった際（対象者が既に自己破産手続きを行っている など）は、区が法律事務所に来所し、今後の対応等について協議する。 【システム上の対策】 1 区から委託先に電磁的媒体（CD-R等）を提供する場合は、パスワードを付してデータを暗号化する。

<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 提供された情報は施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。 3 対象者への送付物については、書留若しくは弁護士指定の方法により行わせる。 4 個人情報を記録した媒体（CD-R 等）は、委託期間終了後、区に返還させる。また、委託先のパソコンに保管した個人情報は、データを消去し、個人情報消去証明書を提出させる。 5 区との個人情報データの受け渡しにあたっては、確認書により記録をとらせる。郵送の場合は書留郵便により行わせ、手渡しの場合は鍵付きケースにより行わせる。メールの場合は、個人情報を含むファイルにパスワードを付すよう、徹底させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。 2 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏洩がないよう、ファイアウォール/IDS/IPS 等の保護対策を講じさせる。 3 ウイルス感染等がないよう、最新のウイルス対策及び最新の更新プログラムを適用させる。 4 パソコン内に保存した個人情報へのアクセス制御を行わせる。 5 個人情報の漏えい防止対策としてログ管理を徹底させる。
-------------------------	---

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。